館山市広報

發行所　館山市役所
館山市北條1087番地
電話館山67.68.188番

○（綴って保存して下さい）○

七月は住民登録です

住民登録法はいよ〳〵七月一日から施行されることになりました。この住民登録については今までの廣報で度々お知らせいたしましたが、重要な調査ですから市民の皆さんは全部もれなく正確に登録して下さい。調査は七月一日午前零時現在の狀況を同日から五日迄の間に全國一齊に行いますから左記事項御留意の上本調査に御協力下さるようお願いします

一、六月二十八日から三十日までの間に調査員が皆さんのお宅を訪問し住民登録用紙を配布しますから次の事項を正確に記入して下さい。

氏名・生年月日・男女の別・世帶主との續柄・本籍・筆頭者の氏名・住所を定めた年月日・住民となつた年月日・全員の住所・屆出人の氏名

二、七月一日から五日までの間に調査員が用書を集めに參りますからこの用書に記名捺印の上お渡し下さい。

三、本市に本籍のない方は殘め本籍地の役場から戸籍の謄〻抄本又は記載事項證明書等を取寄せこの用書に記入できるよう用意しておいて下さい。

四、その他不明の点は調査員又は市役所の戸籍係にお尋ね下さい。

市議會の動き

昭和二十七年第四回臨時會は五月三十日招集されたこの會期を一日と定め付議事件十二件全部を議決し會議を閉じました。

議決された事件

一、議案第五五號巧技台セットの購入について（北條小學校用）
一、議案第五六號ピアノの購入について（北條小學校用）
一、議案第五七號齒科醫療器械の購入について（北條小學校用）
一、議案第五八號うちわの購入について（觀光宣傳用）
一、議案第五九號發動機の購入について（土木用）
一、議案第六〇號工事請負契約について（北條幼稚園）
一、議案第六一號工事請負契約について（館山高校）
一、議案第六二號資金前渡について
一、議案第六三號昭和二十七年度市民税の納期の特例の制定について
一、議案第六四號昭和二十七年度歳入の繰上充用について
一、議案第六五號昭和二十七年度館山市歳入歳出追加更正豫算議決について
一、議案第六六號館山市議會委員會條例中改正について

議會常任委員會委員

（昭和二十七年六月三日改正）

總務委員會（七名）
○川上征一
○武田喜一郎
小谷無邊
宮川正一
石井潔
吉田朝次郎
萩生田七郎

商工委員會（七名）
○島田市次
○増田重雄
島貫壯作
渡邊宥宏
望月暉作
大野清五郎
欠員

觀光委員會（六名）
○佐久間爲次郎
○宮川正一
島田市次
望月暉作
石井平次
安藤龜吉

農林委員會（六名）
○小瀧作次郎
○秋山萬次
加藤貞
島田市藏

水産委員會（六名）
○山口康
○田中忠藏
川上征一
安藤龜吉
佐久間爲次郎
鈴木市藏
石井隆司
生稻清

土木委員會（七名）
○飯塚武一
○生稻清
島貫壯作
小瀧作次郎
大野清五郎
石井文治
石井隆司

治安委員會（六名）
○石井平次
○欠員
小谷無邊
田中忠藏
中村良五
山口康

厚生委員會（六名）
○渡邊宥宏
○鈴木市藏
秋山萬次
増田重雄
吉田朝次郎
島田市藏

文教委員會（七名）
○加藤貞
○石井潔
中村良五
石井文治
武田喜一郎
飯塚武一
萩生田七郎

○印は委員長
○印は副委員長

白い羽根赤十字募金

縣下一の好成績

白い羽根赤十字募金は未だ上須賀・八幡・東藤の三部落が未了の爲最後的數字は判明しませんが六月二日現在の縣下成績は斷然トップを切り一一五パーセントという成績が發表されております勿論他郡市の三部落が未了の爲最後的數字は判明しませんが六月二日現在の縣下成績は斷然トップを切り一一五パーセントという成績が發表されております勿論他郡市も六月の整理期間において續々と目標額が突破されて行くことでありましょうが、當市が常に縣下一位の成績を保持できますことは一に奉仕者の献身的努力の賜であると同時に反面市民各位の御協力御支援の賜であり心から感謝申上げる次第でございます。六月九日現在終了部落は六十五中六十二となり目標に達しないのは二部落で他は全部目標突破という現狀でありまして特に一五〇パーセント以上は長須賀の二・堂ノ下の一・六軒町ノ六・西原・鵜ケ谷の五部落を數へております。何れ全市の完了を俟つて掲示板に依り結果報告を申上げる豫定でございますが、以上中間成績を發表して市民各位の御協力に深甚なる謝意を表する次第でございます。世界七十國に繋がる國際赤十字の一員として非常災害に萬全の備えを持つて待機する日本赤十字社として皆様の結晶は必ずや七十五年の歴史を持つ日本赤十字の事業に燦として記録されることでございましょう。

（日赤市委員部事務局）

夏は傳染病の流行期

恐ろしい赤痢に注意しましょう！

しと〳〵と降るうっとうしい梅雨の季節ですこの時期には傳染病が我がもの顔にはびこります。特に赤痢の流行期ですから御注意下さい。この病氣は四・五歳の可愛い盛りの子供に多く子供の大部分は疫痢となつて病氣にかゝつた子供達の半分は命を奪われてしまいます。

けれど赤痢は私達の心掛け次第で簡單に防ぐことができます。とのいやな赤痢を驅逐するために次の事柄をよく守りましょう。

一、少しでも腹具合の惡い人はすぐ醫者にみてもらいましょう赤痢は下痢がひどく便に粘液や血液が混り輕い熱がでる場合が多いが時にはほんの二・三回の下痢で熱のない場合もあります。下痢をしたと思つたら醫者にみてもらうことが大切です。次々と家族にうつしてからでは手遅れです。下痢便や汚物はその都度クレゾール等で消毒して下さい。

二、食前や用便後は必ず手を洗いましょう私達の手にはどこで赤痢菌がつくかわからず、又ついても眼で見えません。便所へ行つた後や食物を取扱う前や食事前には必ず手を洗う習慣をつけて下さい、手は消毒水で洗うのが一番よいのですが石鹸水で洗つても十分効果があります、爪は何時も短くきれいにしておきましょう

三、生水・生物・味の變つたものは食べないようにしましょう赤痢菌は腐たり燒いたりすればすぐ死にますが生物や氷の上では何時も生きています。ほんとうに清潔なもの以外のものは食べないようにしましょう。又生水は絶對に飲まないように一度煮沸したものを飲みましょう。

四、ハエ・蚊を驅除しましょう。蠅は赤痢菌を運んで食べものに殿いて行きます、飛んでいる蠅を殺すより蠅の發生する塵溜・便所・肥料溜等をきれいにし蠅の發生を防ぎましょう。

蚊は「マラリヤ」「フイラリヤ」「日本腦炎」を人に媒介し睡眠を妨害し日常の生活を防害します、先ずボーフラを退治しましょう。蠅や蚊の發生する場所には一週間に一回位D・D・T油劑を撒布すると効果的です。

五、赤痢の原因となることはさけましょう過飲暴食をしたり不規則な間食をしたり過冷えをしたりすると体の抵抗力が減り赤痢にかゝり易くなります。常に健康に注意しましょう。

戰傷病者の方々へ

戰傷い軍人軍屬の援護については戰傷病者戰歿者遺族等援護法によつて行うことになりましたのでこれら傷い軍人軍屬に對する援護の概要について申述べます。

1. 傷害年金の支給

軍人軍屬であつた方が在職期間中公務上負傷し又は疾病にかかり恩給法による特別項症から第六項症までに規定する障害を有する場合にはその程度に應じて障害年金が支給されることになります障害年金の額は次のとおりになつています。

障害の程度	年金額
特別項症	九〇・〇〇〇圓
第一項症	六六・〇〇〇圓
第二項症	五四・〇〇〇圓
第三項症	四二・〇〇〇圓
第四項症	三六・〇〇〇圓
第五項症	三〇・〇〇〇圓
第六項症	二四・〇〇〇圓

2. 更生醫療

軍人軍屬であつた方が在職期間内に公務上負傷又は疾病にかゝり、これによつて視覺障害・聽覺障害・言語機能障害・肢体不自由又は中樞神經機能障害の狀態にある場合その職業能力を回復しその他更生するために醫療が必要であると認められるときには國の費用で更生醫療が行われます

3. 補裝具の交付について

軍人軍屬であつた者で在職期間内に公務上負傷し又は疾病にかかり、身体障害者福祉法に定められている程度の障害のあるものに對しては、金額國の費用で盲人安全つえ補裝具の交付又は修理を行います。

4. 税金の控除

戰傷い軍人軍屬で障害年金を受けられる者は税額から六千圓控除されます（一般の者は四千圓）

以上の援護をうけるには、市福祉事務所へ直接お問合せ下さい。

増築工事始まる

館山高校と北條幼稚園

市立館山高等學校の増築工事は建坪五十五坪二教室と決定し入札の結果工費金百二十三万圓で北條の吉田豐三郎氏が落札し現在工事中です。

又市立北條幼稚園の増築工事は建坪八〇坪三教室と決定し入札の結果工費金六十九万八千圓で北條の伊藤松次氏が落札し現在工事中です。

五月中の拾い物

拾得月日	拾得場所	品名	數量	金額	備考
五・一	市内長須賀	現金		一・〇〇〇圓	
五・五	〃北條	腕時計	壹個		
五・九	〃新井	現金		五・〇〇〇圓	
五・一四	〃六軒町	風呂敷包	壹個		和服コート在中
五・一八	〃南町	現金		一・〇〇〇圓	
五・二〇	〃北條	實印	壹個		但し木製サック入
〃	〃長須賀	現金		一・〇〇〇圓	
五・二七	〃	〃		三・二〇〇圓	
五・二七	〃宮城	番傘	壹本		
五・二九	〃上須賀	婦人洋傘	〃		

お心あたりの方は館山市警察署へ御問合せ下さい。